

中東情勢の変化や米国の関税措置等による影響を受ける
市内中小企業の展示会への出展を支援します！

2期用

令和8年度 横浜市 展示会出展費用助成金

助成対象者の範囲を拡大しました！

助成金の概要・申請期間

中東情勢の変化や米国の関税措置等による影響を受ける市内中小企業の
販路開拓を支援するため、国内展示会への出展にかかる費用の一部を助成します。

助成
上限額

30 万円

助成率

1/2

※横浜グランドスラム企業に限り2/3

募集時期

申請期間

展示会開催期間

第
(15件程度)

第1期の募集は終了しました。

(金)～
(水)

第2期

(15件程度：先着順)

令和8年9月1日(火)9時～

令和9年2月24日(水)17時

令和8年10月1日(木)～

令和9年3月26日(金)

⚠原則、助成を受ける展示会出展日の1か月前までに、申請書類一式を提出してください。

助成金の主な要件

対象者	①～⑤の要件を満たしていることが条件となります。 ①横浜市内中小企業者であること ②申請時点において横浜市内で12カ月以上継続して営業していること ③横浜市税の納税義務者であり、市税の滞納がないこと ④横浜市の「脱炭素取組宣言」を行っていること ⑤次のいずれかに該当していること ア. 米国の関税措置又は中東情勢等の影響を受けているもの【2期～追加】 イ. 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受けるもの ウ. 中東地域向け、又は最終的に中東地域で使用される製品・部品・材料等を製造・供給する企業で、中東情勢の変化による影響を受けるもの	
助成となる展示会	全ての要件を満たしていることが条件となります。 ①日本国内で開催される展示会 ②出展者数が800社又は来場者数が15,000人以上の展示会 ③国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けて出展していないもの	
助成対象経費	①出展料 ②施工費・装飾費 ③設備リース料 ④電気使用料 ⑤運搬費	

申請者

横浜市

① 申請

☐ 募集案内を確認したのちに、申請します。

～申請期間は次のとおりです～

<第2期>

令和8年9月1日(火)9時～令和9年2月24日(水)17時

⚠原則、助成を受ける展示会出展日の**1か月前まで**に、申請書類一式を提出してください。

受託事業者である『一般社団法人 神奈川中小企業診断士会』による、要件確認

※記載内容について電話等でヒアリングを行います。
また、追加書類の提出や提出済み資料の修正をお願いすることがあります。

提出

審査

交付決定

交付決定通知書

送付

② 展示会出展

☐ (交付決定通知日以降)展示会に出展します。

～展示会出展期間は次のとおりです～

<第2期>

令和8年10月1日(木)～令和9年3月26日(金)

提出

審査

助成額確定

交付額確定通知書

送付

③ 実績報告

☐ 展示会に出展後、実績報告書を提出します。

～実績報告期限は次のとおりです～

<第2期>

助成事業が完了した日から起算して**30日を経過した日**

又は **令和9年3月31日(水)17時**のいずれか早い日まで

提出

審査

助成額振込

振込

④ 請求

☐ 交付額確定通知書が届いたら、助成金の請求書を提出します。

＼申請にあたり、横浜市ホームページに掲載の募集案内を必ずご確認ください。／



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaiatsu/tenjikai/tenjikaijyosei.html>

横浜市 展示会出展費用助成金

検索

お問合せ先

横浜市経済局中小企業振興課 展示会出展費用助成事業担当
電話番号:045-671-4236 受付時間:平日9時から17時まで